

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の公表について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、平成20年度決算の数値をお知らせします。

財政健全化法は、地方公共団体の財政の健全化に関する指標の公表の制度を設け、その比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な行政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率のうち一つでも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

(単位：%)

指 標		土佐清水市	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	—	14.75	20.0
	連結実質赤字比率	—	19.75	40.0
	実質公債費比率	20.1	25.0	35.0
	将来負担比率	207.0	350.0	

※実質赤字額、連結実質赤字額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

(単位：%)

指 標	特別会計の名称	土佐清水市	経営健全化基準
資金不足比率	土佐清水市水道事業会計	—	20.0

※資金不足額がないため「—（該当なし）」で表示しています。

実質赤字比率

一般会計等(普通会計)を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率

一般会計等(普通会計)が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、従来から用いられてきた「起債制限比率」を見直し、実態をより正確に把握するため、公営企業会計に対する繰出金のうち元利償還金相当分などが要素に加えられています。

将来負担比率

地方債の残高をはじめ一般会計等(普通会計)が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。

資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する比率です。